

水谷修議員（日本共産党・宇治市及び久御山町） 2019年6月25日

大戸川ダムについて、「緊急性は低い」との立場を堅持すべき

【水谷議員】日本共産党の水谷修でございます。

まず、大戸川ダムについてです。大戸川ダムは1968年、国が予備計画調査に着手いたしました。08年10月1日、大阪・京都・滋賀・三重の4府県知事が「施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない」と合意しました。これは、京都府の技術検討会の「現時点での緊急性は低い」とした分析を基にしたものであります。国土交通省は、4府県の判断をうけて09年3月、「淀川水系河川整備計画」で、大戸川ダム本体工事を凍結しました。

ところが本年4月16日、三日月滋賀県知事が記者会見で、「ダムは必要であると判断し、国に対して早期の整備を望む」と方針転換を表明されました。「日本経済新聞」（4月17日付）は「政治情勢の変化」について、滋賀・大阪・京都の各知事が退任したことをあげ、「京都府は国交省出身の西脇知事が就任した」と指摘しています。さらに、「京都府の西脇隆俊知事は『滋賀県内に及ぼす効果を県が検証されたものと認識している。県の動きを見守りたい』とのコメントを出した」と報じました。

4府県知事合意文書は、「上流と下流は歴史的にも利害対立の中にあった」としたうえで、「上・中・下流が共に真に助け合える河川政策の実現をめざす」としています。このように紳士的に調整してきたのがこの間の4府県の協議であり、一方的な撤回はいかがかと私は思います。

そこで知事にお伺いします。知事は「滋賀県内に及ぼす効果を県が検証されたもの」とくり返しておられますが、京都府の技術検討会の「現時点での緊急性は低い」とした検証結果、および「施策の優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない」とする4府県知事合意は、今も堅持するお考えでしょうか。見解を問うものでございます。

次に、大戸川ダムそのものの問題についてであります。大戸川ダムは「穴あきダム」です。「穴あきダム」は、洪水時に流木や土砂などで「洪水吐き」が詰まって、洪水調節機能が失われてしまう可能性があり、また湛水による地滑りなど、安全性に問題があります。また、滋賀県の勉強会でも明らかになっていますが、「平成27年関東・東北豪雨」のケースでは、ダムを守るために「異常洪水時防災操作」をする必要があり、このダム操作によっておこる破堤での水害が想定されています。ダムを作っても強い洪水があれば決壊が防げないというのであります。また、大戸川ダムと洗堰とを連動させ効果を発揮させるためには、鹿跳溪谷の開削など大工事が必要です。

さらに環境負荷が深刻なダムでもあります。洪水時に濁水を貯水することから、ダム湖内の動植物は死滅し、排水後もダム内に濁水、泥・土砂が溜まるなど、重大な環境破壊が懸念されます。

そこで知事にお伺いします。淀川水系の治水をめぐる、効果が小さく環境負荷が大きい大戸

川ダム推進に舵をきるのか、多面的で総合的な治水対策を推進するのか、今後の淀川水系の治水対策のあり方が、いま鋭く問われていますが、知事の大戸川ダムについてのご所見をお伺いするものでございます。

今後の課題の一つが財政負担の問題です。大戸川ダム事業費の負担割合は、大阪府が17%、京都府が12%で、滋賀県の1%に比べて、きわめて多いです。現時点で全体事業費は約1163億円です。また大戸川ダム建設にとって必須事業が、固い岩盤の鹿跳溪谷の開削工事など瀬田川の改修ですが、これにどれだけ事業費がかかるのか、下流府県の負担がどれだけになるのか、いまだに不明です。

そこで知事にお伺いいたします。大戸川ダム全体事業費1163億円に対する本府負担12%についてどう考えているのか。大戸川ダム建設や鹿跳溪谷の開削など大事業を進めるなら、まずは財政負担問題を明らかにするべきであります。ご所見をお伺いするものであります。

まず、ここまでご答弁ください。

【西脇知事・答弁】水谷議員の質問にお答えいたします。

大戸川ダムと4府県知事合意についてでございます。大戸川ダムは、平成20年に実施した京都府の技術検討会において、「現時点での緊急性は低い」「中上流の河川改修の進捗とその影響を検証しながら、その実施についてはさらに検討を行う必要がある」と評価しているところでございます。その後、平成21年に「淀川水系河川整備計画」が策定されてから10年が経過しており、この間、治水対策として天ヶ瀬ダム再開発、桂川緊急治水対策、宇治川・木津川の堤防強化など、淀川水系の治水安全度は確実に向上しつつあるところでございます。とくに宇治川においては、さる6月8日に完成式典を行った、宇治川塔の島地区の改修により、河川整備計画に基づく流量である、毎秒1500m³の流下能力が確保されたところであり、水害に対する治水安全度が向上したところでございます。

一方、平成25年台風18号や、平成29年台風21号など、近年、規模の大きな出水が頻発しており、とくに平成30年7月豪雨では、桂川流域で最大総雨量が620mmを観測し、桂川の亀岡市や京都市の嵐山地区において、92戸以上の浸水被害が発生したところでございます。このように、中上流部の河川改修は進みつつあると認識しておりますが、依然として浸水被害が発生している状況をふまえると、道半ばであり、平成20年の4府県知事合意時点の状況から、大きな変化はないと考えているところでございます。その他のご質問につきましては、関係理事者から答弁をさせていただきます。

【富山建設交通部長・答弁】淀川水系の治水対策のあり方についてでございます。淀川のような大河川における治水対策においては、ダムか、総合的治水か、ということではなく、ダムを含め、河道掘削や堤防強化、流域での流出抑制、また、ソフト対策などの方策を適切に組み合わせて、流域全体のバランスを考慮しながら、効果的に推進すべきものと考えております。

次に、財政負担についてでございます。淀川水系のように、ダムによる治水効果が複数の府県に及ぶ場合、ダム建設地以外の受益のある府県も、事業費を負担することとなっております。大戸川ダムについては、現時点では実施時期を検討するという段階でございまして、その費用負担については、今後精査すべき問題であるというふうに考えております。

【水谷議員・再質問】ただ今、知事から平成 20 年の 4 府県合意から変化がないと、状況に変化がないということをおっしゃいました。そうであるのなら、明確に「大戸川ダムは現時点でも必要がない」ということを述べていただきたいと思います。

そこでお伺いするんですが、平成 28 年 7 月に、「大戸川ダム建設事業の検証にかかる検討報告書」というのが出されています。これは、様々なダム以外の方法についても多くの資料を用いて検証し、300 ページほどの報告書にまとめたものですが、平成 28 年 2 月 8 日には、3 府県の知事と関係首長が参加して、「大戸川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」も開催されて、京都府知事の意見としても述べられました。そしてその結果として、この報告書の最後には、対応方針として、「あらかじめ関係府県知事の意見を聞くなどを経て、同計画を変更するまでは現在の段階を継続し、新たに段階には入らない」とこういう結論に、平成 28 年 7 月に達しているのです。ですから、知事がおっしゃったように、4 府県知事合意の時から変化がないというのであれば、もう少しはっきりと、「現時点では大戸川ダムの必要性はない」と、述べていただきたいと思います。

また、富山部長のご答弁は、いろいろ説明だけいただきましたけども、明確な現時点の方針を述べられなかったのは残念です。別の機会に、その点についてはやりたいと思いますので、知事の再答弁をお願いしたいと思います。

【西脇知事・再答弁】水谷議員の再質問にお答えをいたします。平成 20 年の京都府の技術検討会において出しております、「現時点での緊急性は低い」、その評価について、「現時点において大きな状況の変化はない」と答弁した、まさにその言葉通りでございます。

【水谷議員・指摘要望】知事から繰り返して、「その当時と変化がない」とだけ述べられましたけど、ということは、「大戸川ダムは現時点でも必要は低い」ということを、明確に言ってほしいと思いますが、残念ながらお答えになられませんでした。また別の機会に述べますが、大戸川ダムについては、先ほどから私も述べましたけども、国の検証の、平成 28 年 7 月の報告書でも、「新たな段階には入らない」と結論付けたのでありますから、「大戸川ダムは必要ない」ということを明確に今後ともしていただくように、重ねてご指摘・要望させていただきたいと思います。

府は市町への「水道ビジョン」押しつけやめよ

次に、京都府水道供給料金の改定及び府市町の水道統合についてです。4 月 26 日に、府営水道

の料金について料金専門部会が中間報告をし、6月4日に料金専門部会で「答申素案」が審議されました。建設負担金の建設負担水量を現行に据え置くとしたものの、宇治系料金値上げの答申素案となることが見込まれます。夏にも「京都府営水道事業経営審議会」が答申を出し、本府が、来年度以降の供給料金引き上げを決める手順となっていると思いますが、そこでお伺いします。一般会計からの繰り入れ、経営努力で料金を据え置くべきですが、いかがでしょうか。

「京都府営水道アセットマネジメント検討業務委託」の入札が、予定価格 3671 万 9200 円で5月31日に行われ、2920 万 2120 円で落札されました。この特記仕様書によれば、業務内容の一つは、11 事業体の「浄水場及び配水池の施設統合の整備案作成」です。11 事業体とは府と府営水の受水市町のことです。

「京都府水道ビジョン」いわゆる「京都水道グランドデザイン」では、アセットマネジメントについて、「最適な施設のあり方について、施設の共同化等を広域的な観点から検討します。」と書いているだけで、「浄水場及び配水池の施設統合の整備案作成」は、このビジョンをも踏み越えているものです。11 事業体の統合案作成を本府が発注したわけですが、命の水を守り住民に供給するのは基礎自治体が行ってきたことであり、各市町の自治にかかわる問題です。しかも、管路の老朽化とその更新事業が重要課題である今、配水池以降の管路だけを基礎自治体に残す「浄水場及び配水池の施設統合」は問題であり、また、民営化・民間委託に道を開くものであり、安全に命の水を住民に供給するという自治体の責務を奪うことになりかねません。

さらに、「水道ビジョン」でいう南部圏域は、京都市と乙訓・山城を合わせた地域です。今回の統合案作成の発注は、京都市等を除くものです。「ビジョン」との整合性も取れていませんし唐突であります。

そこでお伺いします。京都府営水道アセットマネジメント検討業務委託における「浄水場及び配水池の施設統合の整備案作成」は、受水市町の自治をも犯すものです。知事の所見をお伺いするものです。

【大谷府民環境部長・答弁】 府営水道料金についてでございます。人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化による更新需要が増加する中、京都府と受水市町共通の財産である府営水道を安心して次世代へ継承していくためには、今後の費用負担や事業運営のあり方などの課題解決が必要であることから、昨年8月、来年度以降の供給料金や持続可能な府営水道事業のあり方について、府営水道事業経営審議会に諮問を行ったところであります。審議会のもとに設置された料金専門部会におきまして、本年夏には答申中間案を、秋には最終案をとりまとめ、審議会に答申を報告いただき、答申を踏まえ料金を決定することとしております。

これまでも、府営水道事業の運営にあたっては、最大限の経費節減や国庫補助金の活用等の経営努力をしまいましたが、次期料金におきましても、こうした努力を反映した適正なコストをもとに設定をしまします。

なお、一般会計からの繰り入れにつきましては、総務省の地方公営企業繰り出し基準にもとづ

き、今年度は水源にかかる経費に対して約 6.2 億円の繰り入れをしております。基準を超える繰り入れは、受け入れ市町以外の府民の方々の税金を府営水道事業に投入することとなるため、他の市町村との公平性や公営企業の独立採算の原則から慎重に対応すべきものであります。

次に、アセットマネジメントについてでございます。今回のアセットマネジメントの検討は、コスト削減とリスクマネジメントの双方から将来の水需要に見合った府営水道と受水市町の施設全体のあり方を議論するために行うものであります。これは、平成 26 年度の審議会答申や平成 29 年度に改定した府営水道ビジョンにおいて課題として提起されており、水需要の減少が見込まれる中、府民負担の軽減をはかるには、将来の更新投資の適正化が重要でありますので、具体的な数値を用いて京都府と受水市町の水道施設の将来像を検討しようとするものです。こうした資料をもとに、府民のみなさんの安心につながるより効率的な将来の水道施設のあり方を受水市町とともに議論してまいることとしております。

【水谷議員・再質問】次期水道料金については、私は経営努力について値上げをするべきでないと思いますので、今日は指摘しておきます。また、別の機会に発言する機会がございますので、その時にまた申し述べたいと思います。

広域化・民営化の問題でございますが、アセットマネジメントの発注について、答弁では議論するための資料だとおっしゃいました。「京都水道グランドデザイン」の 1 ページ目には次のように書かれています。「単独では解決が困難な課題について、市町村域を超えた広域連携や、民間事業者との連携を推進します」と明確に「グランドデザイン」の目標を明記しています。本府が国言いなりで市町村頭ごなしに広域化、民間連携を推進しようとしていることは明らかで、その中で、今回「京都府営水道アセットマネジメント検討業務委託」の発注で、「浄水場及び配水池の施設統合の整備案の作成」がされる。なぜ、浄水場から配水池までの統合であって管路が排除されているのか。それは、儲けの対象になる部分は民営化し、管路の維持管理のように手間と費用のかかるものを自治体に残そうとしているのではないかとわざとを言わざるを得ません。

水道の民営化は、世界の流れにも逆行しています。2000 年からの 15 年間を見ると水道事業を再公営化した水道事業は世界で 37 カ国 235 事業体に上ります。かつて民営化した海外の事例は、「企業秘密」が情報開示の壁になり、企業利益や配当を公的機関が掴めませんでした。イギリス、フランスなどでは、民営化した各国で企業利益が優先され、水道料金の異常な高騰と自治体の負担が増えていったことから、再公営化が世界の流れに今なっているのであります。ましてや京都府内は水道事業は、府内事業者がそれぞれ述べているように、「地理的な問題から広域化は難しい」のであり、また、各事業者で経営状況が異なるため経営統合は難しいと私は思います。広域化は、元簡易水道もふくめて自己水源の廃止につながるもので、災害時に有効な地域分散型水道の否定につながるものではないでしょうか。

広域連携・民間連携は止めるべきですし、民営化に道をつける「浄水場及び配水池の施設統合」はぜひとも中止をするべきです。重ねて指摘をしておきたいと思います。

茶生産農家への支援拡大を

次に、茶の振興についてです。宇治茶について、一番茶の価格が低迷し需要が落ち込んでいます。いま空前の抹茶ブームですが、それはスイーツなど材料茶の需要の高まりによるもので、リーフ茶、飲む抹茶の消費が落ち込んでおり、飲むお茶の消費拡大策こそ重要です。

お伺いします。飲むお茶の消費拡大策をどうするのか、ご説明いただきたいと思います。例えば、茶器、茶筌の普及が有効です。本府の施策として当該市町村とともに茶器の普及策を講じるべきですが、お考えをお伺いするものです。天候に起因して収量の減少が心配されていますが、茶に対する農業共済制度が十分とは言えません。

2018年度産の「茶共済」の京都府の引受率はわずか1.1%でしかありません。水稻は、ほぼ全加入です。「茶共済」は一番茶の収穫量や収入の減少を補填するものです。「茶共済」のうち半相殺方式は地域要件があり、宇治市などは加入できません。こうした条件のもとで「茶共済」の加入率が低いのです。茶の事業体は問屋さんと農家がございますが、問屋さんは茶だけを扱っています。茶農家がたち行かなくなれば茶業界全体がたち行かなくなります。

そこでお伺いします。「茶の共済」の引受率の状況と引受率が低い要因について説明されたい。天候不順などで、農家の収入が落ち込んだ時に補填制度の拡充が必要ですが、本府のお考えをお聞かせください。

宇治橋は、お茶のまち宇治市の玄関そのもので、架け替えの時に植えた茶の木は生育不足で、とても茶の木に見えないうえ、大方枯れています。放置された状態です。「お茶の京都」というのに、本府が文化的景観を台無しにしているのです。放置できない問題であり、早期に改植など対処すべきですが、本府の対応についてお聞かせいただきたいと思います。

【沼田農林水産部長・答弁】宇治茶の振興についてです。お茶の消費拡大については、伝統的な喫茶文化の継承とともに、現代のライフスタイルにあった喫茶需要の創出が必要と考えております。そこで、喫茶文化の継承につきましては、宇治茶ムリエ講座を開催し、おいしいお茶の入れ方や歴史や文化を時代に伝える活動を実施しております。また、宇治茶カフェの認定制度を設け、気軽に宇治茶を楽しむ機会も増やしております。また、現代のライフスタイルにあった需要の拡大につきましては、女性をターゲットに、おしゃれにグラスで飲む宇治茶の体験イベントの開催や、水出し緑茶など新しい飲み方の普及に取り組んでいます。今後も、ノンアルコール飲料の新商品、ビン入り宇治茶の開発なども行い、喫茶市場の開拓に努めてまいります。

茶器の普及につきましては、本物のお茶をゆったりした時間の中で愛飲する習慣を子どものころから使ってもらうために、平成25年度からキッズ茶ムリエ検定を実施しておりますが、この事業に合わせて茶器の大切さも知って頂くため、参加した小学生約1600名に茶器を配布しています。

「茶共済」につきましては、昨年まで一定規模以上の農家に加入が義務づけられていた水稻とことなり、茶は大豆や小豆と同様、任意加入となっております。このため、茶農家が個々に判断

されることとなり、今年度の京都府における「茶共済」の引き受け率は、茶園面積割合で約1.1%にとどまっている状況でございます。引き受け率が低い要因としましては、お茶は一番茶収穫が、5月6月であるため台風や長雨などによる影響が少なく共済金の支払い対象となる収穫量3割減少にいたるケースが少ないこと、春先の遅霜に対しては、防霜ファンや被覆棚の普及率が6割と進んできていることが考えられます。

最後に、補填制度の拡充についてでございます。本年、国において自然災害などによる収量減少だけでなく価格低下も含めた農家の収入全体を保障する新たな「収入保険制度」がこの1月にスタートしました。京都府としては、この制度は茶農家の方々のニーズにあっていると考えており、普及啓発を積極的に進め、茶農家の経営安定を図ってまいりたいと考えております。

【富山建設交通部長・答弁】宇治橋のお茶の木につきましては、平成8年の宇治橋架け替え時に、学識経験者、観光協会をはじめ地元関係者、行政機関による宇治橋改築計画検討委員会において、宇治市の宝木「茶の木」が選定されたものでございます。このお茶の木の管理においては、水やりのために、自動散水装置を設置し、冬季には寒冷紗を設置し、害虫が発生した時には防虫剤散布を行うなど、丁寧な維持管理を進めてまいりました。しかしながら、昨年の夏ごろから枯死する木が増え始め、自動灌水のサイクルタイムを変更するなど対応をいたしましたが、現状では、3割～4割程度の木が枯れており、地元からも改善を求められているところでございます。京都府といたしましては、すでに、農業改良普及センターや宇治市などの協力を得て、現地状況の対応可能な樹種や植え替え時期の検討を進めているところでございます。

【水谷議員・再質問】宇治橋についてでございますが、お茶が枯れ始めたのは最近のことではございません。以前から相当枯れていますし、お茶関係者はずっと意見を言ってきたけど、いまだに手がついていないというのが実情です。茶を植え替えるのであれば時期の問題があるので補正対応等きちんとした対応しなければできません。早期に解決されることを要望しておきます。

茶の振興についてでございますが、何よりも生産者があっての間屋でございます。生産者が応援するためには、茶が売れると言うことが大事であります。同時に収量が減ったときの共済制度等を充実すべきですが、茶の共済に宇治市などが入れないのは、都道府県知事の意見を聴いて、農林水産大臣が指定すると「政令」でなっており、京都府が、宇治市などを指定地域から外してきたから茶共済に入れないだけじゃありませんか。そうしたことも含めて茶共済の充実をきちんとしていただく、その役割を本府が果たしていただき、収量が減少したときの補填対策が充分されるよう重ねて要望し、一般質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。